

転入

に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に ☐ マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身でご確認ください		手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・ 手続済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの住所変更	☐	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	防災庁舎2階 5番窓口 戸籍住民課 鳥取支所、阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	印鑑登録が必要な方	・印鑑登録	☐	・登録する印鑑	防災庁舎2階 3番窓口 戸籍住民課 鳥取支所、阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
保険	国民健康保険に加入する方	・資格確認書または資格情報のお知らせの交付 ・各種認定証の交付 ※ 転入日より14日以内に手続きしてください	☐	(転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れる方) ・勤務先の健康保険の資格喪失証明書	防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・資格確認書の交付 ・特定疾病療養受療証の交付	☐	(北海道内から転入した方で、お持ちの方) ・後期高齢者医療保険証または資格確認書 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など (北海道外から転入した方) ・前住所地で発行の負担区分等証明書	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
年金	厚生年金に加入していない20歳から59歳までの方	・国民年金加入手続き	☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課	
	海外から入国した全ての方	状況により異なりますので、確認し必要な手続きをご案内します	☐		阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
介護	要介護認定を受けていた方	・要介護認定の引継ぎ ※ 転入日より14日以内に手続きしてください	☐	(お持ちの方) ・介護保険受給資格証明書	防災庁舎3階 24番窓口 介護高齢課 行政センター保健福祉課	
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	・住所変更	☐	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	防災庁舎3階 23番窓口 障がい福祉課 行政センター保健福祉課	
	障害福祉サービス または自立支援医療制度を利用している方	・住所変更 ※ 転入手続きを行った日に手続きしてください	☐	・障害福祉サービス受給者証 ・障害児通所受給者証 ・自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療・育成医療)		
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	・重度心身障がい者医療費助成の申請	☐	・健康保険の加入を証する書類 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類または、地方税関係情報の取得に関する同意書 ・特定疾病、特定疾患等その他の医療証(お持ちの方のみ)	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
こども	釧路市立学校に転校する 小学生・中学生のお子さんがいる方	・転校手続き(入学通知書を交付します) ※ 附属釧路義務教育学校・特別支援学校へ転校の場合は、学校での手続きとなるため、市での手続きは不要です	☐	前の学校で発行された在学証明書 ※ 上記の書類・教科用図書給与証明書と交付された入学通知書を学校へ提出してください	防災庁舎2階 3番窓口 戸籍住民課 鳥取支所 阿寒・音別教育事務所	
		→相談事項がある方や特別支援学級 在籍のお子さんがいる方	☐	前の学校で発行された在学証明書 ※ 上記の書類・教科用図書給与証明書と交付された入学通知書を学校へ提出してください	釧路フィッシャーマンズ ワーフMOO 4階 教育支援課	
	0歳～18歳(高校生等)の年度末までの お子さんがいる方	・児童手当の申請 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります ※ 手続先がご不明の場合、早急に勤務先または右記窓口にお問合せください ※ 転出予定日の翌日から数えて15日以内に手続きしてください ※ 必要なものがそろっていないくても窓口にお立ち寄りください	☐	・マイナンバーがわかるもの(請求者・配偶者) ※ 子と別居しているときは、子も必要 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険の加入を証する書類(請求者が各種共済組合加入(私立学校教職員共済を除く)の方のみ)	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
		・子ども医療費助成の申請	☐	・健康保険の加入を証する書類(子) ※ 課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類等が必要な場合があります	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	妊娠中の方	・妊婦一般健康診査受診票等の交付	☐	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票等	防災庁舎4階 健康推進課 妊婦一般健康診査受診票等の交付のみ 行政センター保健福祉課	
	妊娠34週までの方とパートナーの方	・マタニティ講座のご案内	☐	※ 受付窓口でご相談ください		
	放課後児童クラブの利用を希望する方	・児童クラブ入会の相談 (入会を希望する放課後児童クラブへ 右記書類を提出してください)	☐	・入会申込書 ・個人票 ・勤務証明書など ※ 要件によって必要書類が異なりますので受付窓口でご相談ください ※ 様式は、すべて市ホームページに掲載しております	防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課	
				(利用が内定している方) ・転入届の写し ※ 利用申込を希望される方は、受付窓口でご相談ください		
	保育の利用を希望する方 (保育園・認定こども園など)	・転入手続き(利用が内定している方) ・保育の利用申込	☐			
	ひとり親家庭等に該当する方					
	→児童扶養手当の受給資格がある方 児童扶養手当を申請する方 その他相談がある方	・児童扶養手当の相談・申請	☐	・マイナンバーがわかるもの(親・子) ・請求者の通帳 ・健康保険の加入を証する書類(親・子) ・児童扶養手当証書 (前住所地で発行されたもの) ・賃貸借契約書など ※ 要件により必要書類が異なりますので、受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	
		・ひとり親家庭等医療費助成の申請	☐	・健康保険の加入を証する書類(親・子) ・課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類または、地方税関係情報の取得に関する同意書 ・戸籍謄本、児童扶養手当証書、児童扶養手当認定通知書のいずれか ※ 在学証明書等が必要な場合があります	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	
	特別児童扶養手当を受給していた方		☐	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課 行政センター保健福祉課	

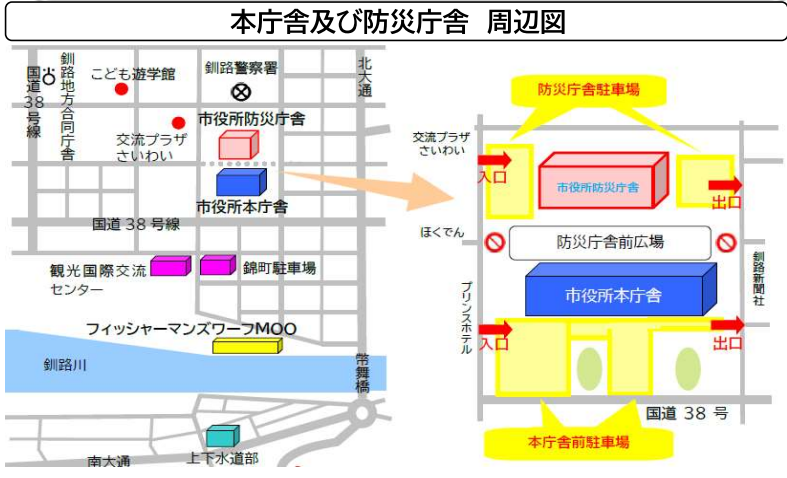
税・料金	上下水道を使用する方	・使用開始の申込み	☐	電話またはインターネットで手続きができます ※ インターネットの方はこちら→	上下水道料金お客様サービスセンター 0154-43-2161 行政センター阿寒・音別上下水道課
	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有している方	・軽自動車税の申告(新規・名義変更)	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 1番窓口 市民税課 行政センター市民課
	納税管理人を定めている方	・納税管理人の解任	☐		本庁舎1階 3番窓口 資産税課 行政センター市民課
	税・保険料の納付に関する相談がある方	・口座振替の届出(新規・変更・解約) ・納付相談	☐	(口座振替の届出をされる方) ・預金通帳 ・通帳の届出印	本庁舎1階 4番窓口 納税課 口座振替の届出のみ 行政センター市民課
その他	犬を飼っている方	・犬の登録	☐	前住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票	本庁舎1階 5番窓口 環境保全課 阿寒湖温泉支所 行政センター市民課
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	・市営住宅入居の相談 ・市営住宅の同居手続き	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎5階 一般財団法人 釧路市住宅公社 0154-31-4563 行政センター阿寒・音別建設課



釧路市役所

住所: 釧路市黒金町7丁目5番地
電話番号: 0154-23-5151(代表)





釧路市の公式ラインを開通しています。
ごみの出し方など、暮らしに役立つ便利な情報をお届けしておりますので、ぜひ友達追加をお願いします。

友達追加はこちらから →






- 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。
- ・対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
- ・阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくても受付できる場合がありますので、窓口でご確認ください。

鳥取支所 釧路市住之江町6番25号	釧路フィッシャーマンズワーフMOO 釧路市錦町2丁目4番地	
阿寒町行政センター 釧路市阿寒町中央1丁目4番1号	阿寒湖温泉支所 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号	阿寒教育事務所 釧路市阿寒町中央2丁目4番1号
音別町行政センター 釧路市音別町中園1丁目134番地	音別町行政センター(保健福祉課) 釧路市音別町中園2丁目119番地1	音別教育事務所 釧路市音別町朝日2丁目81番地

開庁時間
 あさ 8 時 50 分 ～ 夕方 5 時 20 分
 (土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

釧路市ホームページ
<https://www.city.kushiro.lg.jp/index.html>


手続きチェックシート 転入 (他市町村→釧路市)

釧路市に引越しされた方へ

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください。

- 《届出に必要なもの》
- ・前の住所地で発行された「転出証明書」
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方は、発行されない場合もあります。)
 - ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
または「住民基本台帳カード」
 - ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」
(海外から転入される場合は、パスポートも必要となります。)

忘れずにお持ちください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、資格証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証または資格確認書
- ・年金手帳
- ・顔写真付きの社員証
- ・介護保険証
- ・学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

- 代理人の人が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
 2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
 3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご掲示いただきます。

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。